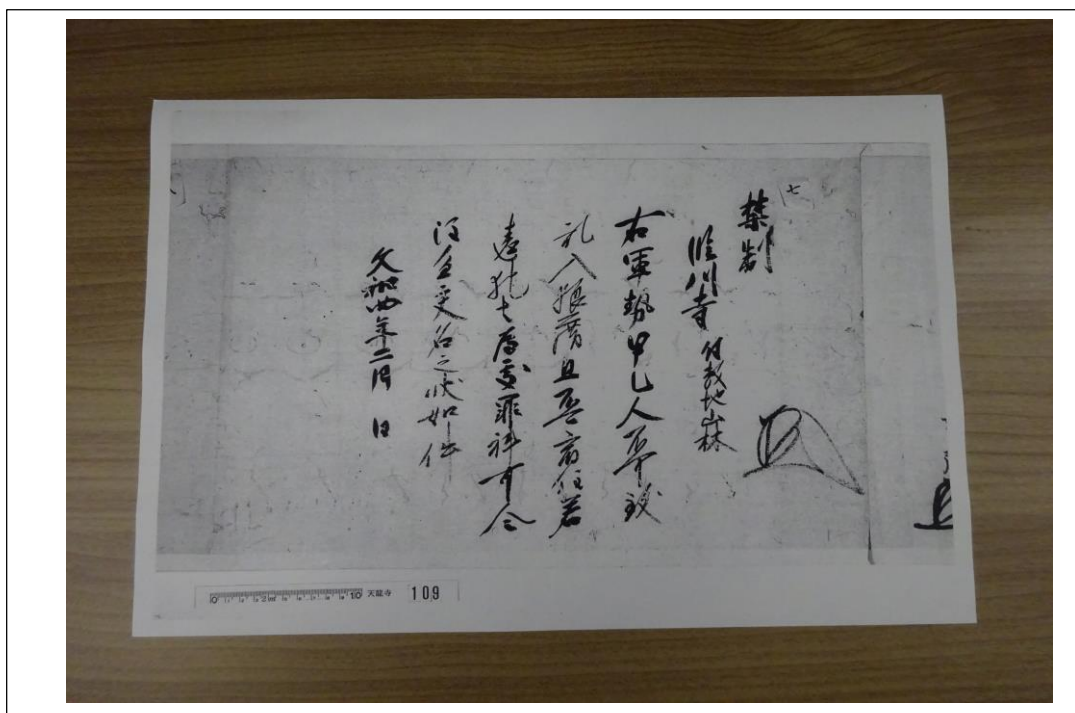


5. 天龍寺文書 第109号 足利尊氏禁制



109 足利尊氏禁制  
禁制（花押）（足利尊氏）  
臨川寺付敷地山林  
右軍勢甲乙人、不可致乱入狼  
藉、且不可宿住、若違犯者、為処  
罪科、可令注進交名之状如件  
文和四年二月 日

（解説）  
文和四年二月は、京都で  
南朝方と北朝方の軍勢が戦  
った時である。  
足利尊氏がこの文書で、  
臨川寺への乱暴狼藉を禁止  
するとともに、臨川寺での  
宿住を禁じている。